



記者発表資料

平成22年6月18日

大阪経済記者クラブ会員各位

「平成23年度中小企業対策に関する要望」建議について ～「新成長戦略」の主たる担い手である中小企業の活力増進を～

【お問合せ先】大阪商工会議所 経済産業部
経済担当（近藤・高橋）
TEL：06-6944-6304

【概要】

- 大阪商工会議所は、菅新内閣に対する政策要望の第一弾として、「平成23年度中小企業対策に関する要望」を、本日付で内閣総理大臣、経済産業大臣はじめ政府関係機関・与党幹部などに建議する。来年度予算の概算要求などへの反映を目指し、要望活動を行う。
- 本要望は、企業への施策ニーズアンケートや個別のヒアリング調査などで得た生の声をもとに、中堅・中小企業委員会（委員長＝更家悠介・サラヤ(株)社長）で取りまとめ、本日開催の常議員会で決議したもの。
- 今回の要望の特徴は、本日閣議決定された「新成長戦略」の実施に際しては、中小企業を戦略の主たる担い手と位置づけ、新しい成長分野への参入促進を強く求めるとともに、優先的に実施すべき具体策を示している点。
- このほか、中小企業が直面する経営課題である「資金調達・雇用維持・仕事確保」について、引き続き手を緩めることなく有事対応を求めている。
- 要望項目数は合計64（うち新規項目16＝★印）。

【特徴的な要望項目】

I 国をあげた中小企業政策の強力な推進

◆中小企業政策を政府全体で検討・推進する体制の強化（資料2：本文2ページ）

「中小企業憲章」の理念を個別具体的な政策に落とし込み、中小企業対策の拡充・強化に政府全体で取り組むべき。その第一弾として、中小企業のニーズを省庁を越えて政府全体の政策に反映させる首相直属のラウンドテーブルの創設など、幅広い現場の声を聞くチャンネルを設けるべき。

II 「新成長戦略」の主たる担い手である中小企業のイノベーション促進

◆新たな成長分野への中小企業の参入促進（資料2：本文2ページ）

「新成長戦略」に基づく具体的な政策の策定・推進に際しては、中小企業を主たる担い手と位置づけ、研究開発・製品化・販路開拓などの各段階で、攻めの資金調達支援や税制上の優遇措置、企業間のマッチングなど、施策を集中投入すべき。



◆「総合特区」制度の推進と大阪圏の指定（資料２：本文２ページ）

国全体の成長を牽引する、①ライフサイエンス（北大阪地区）、②環境関連産業（パネルベイ）を「総合特区」に指定し、新興国との競争に伍していただけるだけの法人実効税率引き下げ・投資減税を早期に実施すべき。また、「ライフサイエンス総合特区」においては、医薬品・医療機器開発における承認手続きの大幅な迅速化を実現すべき。

◆中小企業の既存事業の強化や新分野への進出支援（資料２：本文３ページ）

わが国企業が、手厚い政策支援を受けた新興国企業と競争していくためには、研究開発はもとより、製品化・量産段階での後押しが不可欠。世界トップレベルの技術を有しながら設備投資段階で遅れをとり、上市された製品が十分なシェアを確保できない事態を避けるため、成長分野における設備投資に関し、減価償却の加速化や助成金など税制・予算両面での支援策を思い切って拡充すべき。

◆中小企業の外需開拓に向けた通商政策の強化（資料２：本文７ページ）

新興国の中間層やBOP（Base of the Economic Pyramid）などボリュームゾーンの開拓に挑戦する中小企業を後押しするため、現地の顧客ニーズ把握、市場調査からビジネスパートナーとのマッチング、各種契約手続きまでの各段階を一貫してハンズオン支援する政策パッケージを構築すべき。同時に、在外公館が、中小企業の海外展開に際しビジネスサポート機能を担えるよう抜本強化すべき。

Ⅲ 当面の不況脱出策の継続・強化

中小企業の切迫した問題である「資金調達・雇用維持・仕事確保」の３点について、手を緩めずに有事の政策対応を当面継続・強化すべき。

◆資金繰り支援策の円滑な実施継続と機動的拡充（資料２：本文８ページ）

景気対応緊急保証やセーフティネット貸付について引き続き円滑に推進すべき。

◆雇用セーフティネット施策の円滑な実施と機動的拡充（資料２：本文９ページ）

雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金制度の円滑な推進・拡充を図るとともに、新卒者・若年層の雇用促進に注力すべき。

◆中小企業の官公需受注機会の確保（資料２：本文１０ページ）

中小企業向けの事業枠の十分な確保、発注情報の効率的提供などを図るべき。

Ⅳ 地域を支える中小企業の活力増進（資料２：本文１０ページ）

中小企業対策費の増額、中小企業関連税制の改善、商業活性化・まちづくり支援策の拡充などを図るべき。

以上

<添付資料> 資料１：「平成２３年度中小企業対策に関する要望」フレーム

資料２：「平成２３年度中小企業対策に関する要望」

資料３：「平成２３年度中小企業対策に関する要望」の作成プロセス

大阪商工会議所

平成23年度中小企業対策に関する要望 フレーム

～「新成長戦略」の主たる担い手である中小企業の活力増進を～

平成22年6月18日

(★印＝新規要望項目)

I. 国をあげた中小企業政策の強力な推進

- 1 政府全体での中小企業対策の精力的取り組み ★
- 2 中小企業政策を政府全体で検討・推進する体制の強化 ★
- 3 「中小企業施策」の適用対象の拡大

II. 「新成長戦略」の主たる担い手である 中小企業のイノベーション促進

- 1 新たな成長分野への中小企業の参入促進 ★
- 2 「総合特区」制度の推進と大阪圏の指定 ★
 - (1) 北大阪地区のライフサイエンス総合特区
 - (2) 大阪湾岸地域（パネルベイ）の環境関連産業総合特区
- 3 中小企業の既存事業の強化や新分野への進出支援
 - (1) 中小ものづくり産業の競争力強化
 - ① 研究開発の強力なバックアップ ★
 - ② ものづくり中小企業の実証支援策の創設
 - ③ 特許の取得促進
 - ④ 製品化・量産段階での支援策の抜本強化
 - ⑤ 国際標準の獲得 ★
 - (2) サービス産業のイノベーション促進
 - ① イノベーション促進に向けた地域のプラットフォームの運営支援
 - ② サービス産業の付加価値・生産性向上に向けた支援強化
 - ③ サービス産業の国際展開に際しての支援強化
 - (3) 観光産業の振興
 - ① 産業観光の円滑な推進 ★
 - ② 訪日外国人に優しいまちづくりに資する小売店への支援
 - ③ 訪日外国人に優しい滞在環境整備に資する宿泊施設への支援 ★
 - ④ 観光産業に関する行政のワンストップサービスの実現
 - (4) 環境・エネルギー分野への中小企業の参入促進
 - ① 環境・エネルギー産業への参入に向けた技術マッチング強化
 - ② 新エネルギー活用のための技術開発促進
 - ③ 省エネ・創エネ設備の導入促進
 - ④ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）普及支援策の創設 ★
 - ⑤ 環境・エネルギー産業の市場拡大 ★
 - ⑥ 国内クレジット制度（国内CDM）の活用促進
 - (5) 医療機器産業への中小企業の参入促進
 - ① アライアンスの促進
 - ② 専門家による指導体制の整備
 - ③ マーケットリサーチに関する助成
 - ④ 申請・審査機関の大阪への設置

III. 当面の不況脱出策の継続・強化

- 1 資金繰り支援策の円滑な実施継続と機動的拡充
 - (1) 景気対応緊急保証・セーフティネット貸付の円滑な実施と継続・強化
 - (2) 金融円滑化法の実効性向上
- 2 雇用セーフティネット施策の円滑な実施と機動的拡充
 - (1) 雇用のセーフティネット施策の継続・拡充
 - (2) 離職者支援策の一層の拡充
 - (3) 新卒者・若年層の雇用促進 ★
 - (4) 中小企業の経営実態を踏まえた雇用環境の整備
- 3 中小企業の官公需受注機会の確保

- 4 中小企業の外需開拓に向けた通商政策の強化
 - (1) 新興国のポリュームゾーン市場開拓支援策の推進 ★
 - (2) 中小企業の海外市場進出支援策の拡充 ★
 - (3) 在外公館のビジネスサポート機能の抜本強化 ★
 - (4) 経済連携協定（EPA）の着実な推進
- 5 政策の継続性の向上

IV. 地域を支える中小企業の活力増進

- 1 中小企業対策予算の一層の拡充
- 2 全国レベルでの小規模事業経営支援事業費の十分かつ安定的な確保
- 3 中小企業関連税制の一層の改善
 - (1) 法人実効税率の引き下げ
 - (2) 投資促進税制の拡充
 - (3) 研究開発促進税制の拡充・延長
 - (4) 固定資産税の軽減・事業所税の廃止
 - (5) 同族会社の留保金課税制度の撤廃
 - (6) 事業承継税制の円滑な運用
- 4 中小企業金融・共済の拡充
 - (1) 政策金融機関における中小企業向け融資機能の維持・強化
 - (2) マル経融資制度の一層の拡充
 - (3) 共済制度の充実
 - ① 特定退職金共済制度における加入対象者の範囲拡大
 - ② 中小企業倒産防止共済制度の改正内容の早期実施 ★
- 5 雇用創出・人材育成と労働環境改善への取り組み支援
 - (1) 雇用創出を図る企業への支援強化
 - (2) 就労・雇用促進税制の構築
 - ① 人材確保支援税制の創設
 - ② 正規雇用促進税制の創設
 - (3) 職業能力開発支援策の強化
 - ① 職業訓練支援策の拡充
 - ② ジョブ・カード制度の活用促進
 - ③ 人材投資促進税制の恒久化
 - (4) 労働環境改善への取り組み ★
 - (5) 職場体験・インターンシップの受け入れ促進
- 6 下請取引の適正化推進
- 7 工場集積の維持・拡充に向けた施策強化
- 8 商業活性化・まちづくり支援策の拡充
 - (1) 地域商業支援策の拡充
 - (2) 商店街活性化策の強化

平成 23 年度中小企業対策に関する要望**～「新成長戦略」の主たる担い手である中小企業の活力増進を～**

大阪商工会議所

わが国経済は、一部に持ち直しを示す指標も見られるものの、中小企業を中心に「資金調達・雇用維持・仕事確保」においてまだまだ厳しい状況が続いている。他方、世界では新たな成長産業分野での投資拡大や新興国市場の開拓などがダイナミックに進行しており、わが国も官民あげて国際競争を勝ち抜く企業群の育成・集積を図ることが急務となっている。

わが国が早期にデフレを脱却し、再び経済を力強い成長軌道に乗せるためには、産業競争力の源泉である中小企業の活力増進が最優先課題であり、これこそが富を生み、雇用機会を創出し、税収や社会保障財源を確保するなど豊かな国民生活を支えるものと考えらる。

このため政府は、一定の成果をあげている資金・雇用面でのセーフティネット施策に引き続き万全を期すとともに、苦しい中にあっても次なる成長を拓こうと懸命の努力を重ねる中小企業の攻めの経営を強力にバックアップすることが不可欠である。とりわけ、「新成長戦略」の具体的推進に際しては、中小企業を主たる担い手と位置づけ、成長産業分野への円滑な参入に向け政策を集中投入することが肝要と考えらる。

かかる観点から、菅新政権においては、中小企業対策の重要性を十分認識し、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

(★印＝新規要望項目)

I 国をあげた中小企業政策の強力な推進**1 政府全体での中小企業対策の精力的取り組み ★**

経済成長や地域社会安定を担う中小企業の重要性を再認識するとともに、その活力増進に向けた政府の行動指針を盛り込んだ「中小企業憲章」制定を歓迎する。但し、肝心なことは同憲章の理念の中小企業基本法への反映など個別具体的な政策に落とし込むことであり、地域経済団体・中小企業振興機関などとの連携を一層強化しつつ、政府全体で具体的な中小企業対策の拡充・強化に全力で取り組まれない。

2 中小企業政策を政府全体で検討・推進する体制の強化 ★

国の様々な政策分野において、雇用の約7割を抱えイノベーションの原動力である中小企業の活力増進を基軸に据えることが肝要である。「中小企業憲章」制定を受けた具体的政策の第一弾として、中小企業のニーズを省庁を越えて政府全体の政策に迅速・的確に反映・推進する首相直属のラウンドテーブルの創設など、中小企業や地域経済団体・中小企業振興機関はじめ幅広い現場の声を聞くチャンネルを設けられたい。

3 「中小企業施策」の適用対象の拡大

中小企業基本法で定める中小企業者の定義を超える「中堅企業」は、体力が大企業に比して十分でない一方、金融支援策や技術開発補助金など様々な「中小企業施策」の対象外となっている。他方、こうした中堅企業は地域経済の要となっている場合も多く、その振興は重要な産業政策であると考ええる。そこで、「中小企業憲章」制定を機に、「中小企業施策」の適用対象について、改めてニーズ調査・研究の機会を設けるとともに、実態に即した適用対象の拡大と中小企業対策予算の増額を図られたい。

II 「新成長戦略」の主たる担い手である中小企業のイノベーション促進

1 新たな成長分野への中小企業の参入促進 ★

「新成長戦略」の成否は、経済の大宗を占める中小企業が新たな成長分野に円滑に参入できるか否かにかかっている。戦略に基づく具体的政策の策定・推進に際しては、中小企業を主たる担い手と位置づけ、研究開発・製品化・販路開拓などの各段階で、攻めの資金調達支援や税制上の優遇措置、事業化力のある大企業とのマッチングなど、施策を集中投入されたい。

2 「総合特区」制度の推進と大阪圏の指定 ★

成長分野における国際競争は一層厳しさを増している。外貨を稼ぎ、雇用のパイ拡大に貢献する産業分野への優先的な施策展開が不可欠であり、「総合特区」制度（複数の規制の特例措置および税制・金融・財政上の支援措置を一体的に実施）を精力的に推進されたい。

同時に、大阪に集積の厚いライフサイエンス（北大阪地区）、環境関連産業（大阪湾岸地域）は、わが国全体の成長を牽引するエンジンである。「総合特区」に指定し、新興国との競争に伍していけるだけの思い切った法人実効税率引き下げ・投資減税をはじめ下記の措置を実施されたい。

(1) 北大阪地区のライフサイエンス総合特区

北大阪地区には、医療機器開発のナショナルセンターである国立循環器病研究センター、大阪大学、バイオベンチャーのインキュベーション施設などが集積し、わが国有数のバイオクラスターとして機能している。また、大阪商工会議所では、全国の医療機関・大学・研究機関と中小を含むものづくり企業による医療機器開発のプラットフォームや、創薬分野におけるアライアンス促進事業を運営している。

こうした当地の持つ、ハード・ソフトの強みを生かし、国の施策を集中投入することが、わが国がライフサイエンス分野において国際的な競争力を高めるうえで有益である。「総合特区」内においては、例えば、医薬品・医療機器開発における承認手続きの大幅な迅速化、現在東京にしかない申請・審査機関の設置のほか、海外からの「医療観光」振興に向けた「医療ビザ」適用のモデル地区とすることなどを検討されたい。

(2) 大阪湾岸地域（パネルベイ）の環境関連産業総合特区

大阪湾岸地域（パネルベイ）は、環境・エネルギー関連分野などにおいて世界トップクラスの集積が進んでおり、次世代を担う先端産業の戦略拠点として振興することで、国全体の産業活力増進が期待できる。

については、工場立地規制の大幅緩和、関連予算の傾斜配分など、幅広い分野での施策を集中的に展開されたい。例えば、省エネルギー・創エネルギーに資する設備を導入した企業に対し敷設面積に応じて工場の容積率を割り増すなど規制緩和を図られたい。さらに、従来よりも温室効果ガス削減効果が認められる工場の建設に際しては、その効果の一定割合を環境施設面積率に算入する新手法の導入を検討されたい。

3 中小企業の既存事業の強化や新分野への進出支援

不況下にあっても、新たな成長に向け、既存事業の強化や新分野への進出を目指す中小企業をバックアップするため、幅広い事業分野における研究開発・試作品開発・設備投資・販路開拓などに関する支援施策パッケージを強化されたい。

とりわけ、環境、医療機器など今後マーケットの拡大が期待される分野への中小企業の進出を積極的に支援されたい。

(1) 中小ものづくり産業の競争力強化

基盤技術から最先端分野まで幅広いものづくり技術こそわが国の国力の源であり、激しい国際競争下にある中小企業を後押しするため、下記事項をはじめ、技術開発・製品化の両段階において、税制・予算面での施策を集中投入されたい。

①研究開発の強力なバックアップ ★

激化する国際競争に伍していくためには、「短期・巨額」の研究開発投資が不可欠である。技術の陳腐化が著しい先端分野の研究開発について

支援税制・補助金を思い切って拡充されたい。

また、中小ものづくり企業の基盤技術（ casting・鍍金など）高度化に関する研究開発を支援する戦略的基盤技術高度化支援事業を一層拡充されたい。

②ものづくり中小企業の実証支援策の創設

製品の実証段階にある中小企業を支援するため、ものづくり中小企業製品開発等支援補助金を復活させるなど、提案公募型の実証支援制度を設けられたい。

③特許の取得促進

企業の研究開発を促し科学・技術立国のベースとなるのは特許をはじめとする知的財産である。このため、特許審査・維持にかかる料金を引き下げるとともに、審査の一層の迅速化を図られたい。

④製品化・量産段階での支援策の抜本強化

わが国企業が、手厚い政策支援を受けた新興国企業と競争し、外貨を獲得して国力を高めていくためには、研究開発・特許取得促進はもとより、実際の製品化・量産段階での競争力強化が重要な鍵を握る。世界トップレベルの技術を有しながら設備投資段階で遅れをとり、上市された製品が十分なシェアを確保できない事態を避けるため、成長分野における設備投資に関し、減価償却の加速化や助成金など税制・予算両面での支援策を思い切って拡充されたい。

⑤国際標準の獲得 ★

わが国の製品は、技術・機能面では優位にありながら、国際標準に沿わず、実際のビジネスでは十分なマーケットシェアを確保できないケースも多い。こうした事態を避けるため、成長分野における国際標準の獲得に政府は先導的役割を果たされたい。

(2) サービス産業のイノベーション促進

サービス産業は、わが国GDPの約7割を占め、その活力増進は経済全体の底上げに直結するとともに今後の成長エンジンとなることが期待されている。サービス産業のイノベーション促進に努められたい。

①イノベーション促進に向けた地域のプラットフォームの運営支援

先端的なサービス産業の創造や、既存事業の付加価値・生産性向上のためには、実証実験や異業種との融合などを図ることが重要である。その活動主体となる産学官連携によるプラットフォームの運営を強力に支援されたい。

②サービス産業の付加価値・生産性向上に向けた支援強化

従業員個人の勘と経験に拠るところが大きいとされるサービス産業においても、付加価値・生産性向上のためには科学的・工学的アプローチが重要である。ただ、こうした研究・実証実験に際しては、資金・知見両面で、公的セクターが果たすべき役割が依然大きい段階にある。サービスイノベーション促進のため、学術体系の構築や研究開発などのハブ

となる公的な推進拠点を強化されたい。同時に、民間企業が実施する研究開発・実証実験などに関し、費用助成を積極的に行われたい。

③サービス産業の国際展開に際しての支援強化

サービス産業は、製造業の国際競争力を左右する重要なサポーティングインダストリーであると同時に、自ら国際展開や外客のニーズを取り込むことにより、より主体的にわが国経済のパイ拡大に資する役割が高まりつつある。そこで、サービス産業の国際展開をバックアップするため、資金面での支援はもとより、各国別の制度や商慣習、市場調査、現地企業とのマッチング、販売ルートの整備など、情報提供やハンズオン支援を強化されたい。

他方、サービス産業は、新たなノウハウが比較的容易に模倣される特性を持っている。このため、企業が開発・提供するサービスやノウハウの新規性・優位性はもとより、各種マニュアルを含む経営ノウハウ全般を一種の知的財産として権利化することを検討されたい。

(3) 観光産業の振興

地域において雇用を生み出し、経済活力を増すうえで観光産業の果たす役割は大きい。大阪・関西でも歴史文化や先端産業の集積など豊かな観光資源を生かしたビジターの誘致に努めており、政府としても下記施策をはじめ取り組みを強化されたい。

①産業観光の円滑な推進 ★

産業観光は大きな集客力を持つ一方、受け入れ側の負担も大きいため、協力企業への助成策を講じられたい。また、訪問者と受け入れ側をつなぎ産業観光を円滑に推進する、地域におけるコーディネーターの登用・育成を支援されたい。

②訪日外国人に優しいまちづくりに資する小売店への支援

海外からの観光客増大に向け、外国人に優しいまちづくりを進められたい。その一環として、公共空間はもとより、各小売店内の外国語表記に関する助成を強化されたい。

③訪日外国人に優しい滞在環境整備に資する宿泊施設への支援 ★

インバウンド促進に大きな役割を担う国際観光ホテル整備法の登録ホテル・旅館については、一定の施設基準や外客接遇主任者選定などの要件が求められる一方、優遇措置は自治体任せとなっている。国自体による税制・金融面での支援策を講じられたい。

④観光産業に関する行政のワンストップサービスの実現

観光産業は、宿泊、飲食、交通・通信インフラ、集客施設など多くの分野が有機的に関連した総合サービス業である。事業活動に際しての各種手続きや情報収集などに関する利便性向上のため、行政窓口の一元化など、省庁横断的な連携を強化されたい。

(4) 環境・エネルギー分野への中小企業の参入促進

今後の成長の柱である環境・エネルギー分野への中小企業の参入・事業強化をサポートするとともに、省エネ・環境対策を進める企業への設備導入支援策を拡充するなど、需給両面にわたる民間の取り組みを促進されたい。

①環境・エネルギー産業への参入に向けた技術マッチング強化

わが国が有する世界最高水準の省エネ・環境技術をさらに強化するためには、企業間の事業連携を促進することが肝要である。そこで、中小企業の保有する技術・アイデアを、事業化力のある大企業につなげ、新たな製品の創出を図るマッチング事業を積極的に推進されたい。

②新エネルギー活用のための技術開発促進

太陽光発電など新エネルギーの普及加速化のためには、蓄電技術の発展が大きな課題となっている。「省エネ」「創エネ」に加え「蓄エネ」に関する研究開発や製品化段階での助成策を大幅に拡充されたい。

③省エネ・創エネ設備の導入促進

国際競争力強化に向けた最新設備の導入を一層加速させるため、エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）の拡充・延長や、資源生産性向上促進税制にかかる即時償却の延長を図られたい。

また、省エネ・創エネ関連設備導入補助金に関しては、申請手続きの簡素化や要件緩和を図るなど、中小企業における環境対策が一気に進むよう、施策強化を図られたい。

④ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）普及支援策の創設 ★

ビルの省エネ性能向上に向けた投資促進のためには、初期の負担軽減策が肝要である。そこで、大幅な省エネ効果が期待されるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）に対し、固定資産税・法人事業税・法人住民税を減免するとともに、資金面での導入支援を図られたい。同時に、独自の減税措置を自治体を実施する場合には、国が地方交付税により一定割合を補填するなどの支援策を講じられたい。

⑤環境・エネルギー産業の市場拡大 ★

大きな政策効果が出ている家電エコポイント・住宅エコポイントなどの適用期限を延長するとともに、幅広い分野での市場創出策を検討されたい。とりわけ、太陽光発電やコージェネレーションシステム、燃料電池などを含むスマートハウスや長期優良住宅の普及促進に向け、インセンティブを拡充されたい。

⑥国内クレジット制度（国内CDM）の活用促進

中小企業の「国内クレジット制度」（国内CDM）の活用を促すため、まずは、エネルギー使用量計測機器の導入補助など、省エネ活動によるコスト削減効果の見える化を支援されたい。また、同制度を活用する意思のある中小企業に対しては、共同実施者となる大企業とのマッチング、事業計画作成からクレジット発行までをトータルでサポートする仕組みを創設されたい。

(5) 医療機器産業への中小企業の参入促進

成長分野の一つとして注目される医療機器産業への中小企業の参入を促進するため、研究開発や試作品開発・事業化の助成を拡充するとともに下記の措置を推進されたい。

①アライアンスの促進

先進的な医療機器開発を後押しするため、業種や企業規模を超えたアライアンスの機会を積極的に設けられたい。また、中小企業が、医療現場のニーズや、医療機器メーカーへの部材供給に的確に対応するためには、自社保有技術の医療分野への応用をアドバイスする、高い知見を有するコーディネーターの存在が不可欠であり、その活動費補助を拡充されたい。

②専門家による指導体制の整備

中小企業が、薬事法、特許、PLなど医療機器開発特有の問題に関し、専門家の指導が受けられるよう、新たな制度を創設されたい。

③マーケットリサーチに関する助成

参入を検討する医療機器分野の市場調査や販路開拓を支援するための費用助成を設けられたい。とりわけ、医療機器開発の加速化や世界市場開拓のためには、海外企業との連携が有効であり、パートナーを見出すための活動を支援されたい。

④申請・審査機関の大阪への設置

社会のニーズにタイムリーに適應する医療機器の開発を後押しするため、海外と比べ長期間を要する承認審査を大幅に短縮するとともに、申請・審査機関を当該分野の集積の厚い大阪にも設置されたい。

4 中小企業の外需開拓に向けた通商政策の強化

アジアをはじめとする新興国市場の開拓はわが国経済の生命線であるが、海外企業との競争条件のイコールフットィング確保、国際標準の獲得など、一企業では解決困難な課題も多い。政府・経済界が連携した戦略的な通商政策が重要度を増しており、海外市場への参入を目指す中小企業を後押しするため、とりわけ下記の施策に注力されたい。

(1) 新興国のボリュームゾーン市場開拓支援策の推進 ★

外需拡大が日本経済の大きな課題となる中、鍵を握るのは今後高い成長が期待できる新興国の中間層やBOP (Base of the Economic Pyramid) などボリュームゾーンの開拓である。こうしたマーケットに挑戦する中小企業を後押しするため、現地の顧客ニーズ把握や販路の確保、海外特許の調査・申請手続きサポート、金融支援などを一層拡充されたい。

また、BOPビジネス推進プラットフォーム設置に際しては、ワンストップでの情報提供サービスを行うなど機動的な運営を図るとともに、国際協力機構(JICA)による海外投融資機能の再開など支援策を拡充されたい。

(2) 中小企業の海外市場進出支援策の拡充 ★

今後は、従来の輸出型製造業だけではなく、幅広い業種・規模の企業を海外の成長市場につなげることが一層重要となるが、市場調査からビジネスパートナーとのマッチング、各種契約手続きまでの各段階を一貫してハンズオン支援する政策パッケージを構築されたい。

(3) 在外公館のビジネスサポート機能の抜本強化 ★

官民あげての海外市場開拓が一層重要となっている。その一環として、日本貿易振興機構（JETRO）の一層の拡充はもとより、在外公館が、中小企業の海外展開に際し、ビジネスサポート機能を担えるよう抜本強化されたい。

(4) 経済連携協定（EPA）の着実な推進

わが国企業が国際競争上の不利益を被ることがないように、経済連携協定（EPA）については、主要貿易・投資相手国とのスピード感ある交渉や多国間による広域経済連携を進めるなど、着実な推進を図られたい。また、中小企業のEPA利用を拡大するため、業種別・地域別の広報活動やEPA相談員の増員による支援強化を図られたい。

5 政策の継続性の向上

新しい成長分野へ国の支援策を活用しつつ参入する企業にとって最大の関心事は、研究開発や実証実験、設備投資などにかかる優遇税制・補助金など制度の継続性である。思い切った民間投資を誘導するため、あらかじめ複数年度（概ね5年程度）にわたる支援策の適用期間を明示するなど、政策の継続性を一層高められたい。

Ⅲ 当面の不況脱出策の継続・強化

中小企業の資金調達・雇用維持の環境はまだまだ厳しい状況が続いている。他方、返済原資となる仕事量の水準は依然低く、自助努力のみでは越え難い苦境にある中小企業を後押しする政策の継続・強化が不可欠である。「資金調達・雇用維持・仕事確保」に関し、当面手を緩めることなく有事対応を継続されたい。

1 資金繰り支援策の円滑な実施継続と機動的拡充

(1) 景気対応緊急保証・セーフティネット貸付の円滑な実施と継続・強化

景気対応緊急保証やセーフティネット貸付については、順次拡充されてきたところであるが、急場を凌ぎ再起を期す中小企業をサポートするため、引き続き政策の柱として円滑に推進されたい。

- ① 取扱期間は平成22年度末まで延長されたが、依然中小企業の資金繰

- りは厳しく、景気回復が明らかになるまで継続されたい。
- ② 円滑な申請やスピーディな保証認定・融資実行がなされるよう、対応窓口ならびに審査体制を機動的に強化されたい。
 - ③ 経済情勢に応じ、保証枠・無担保保証枠、融資枠の拡大に機動的に対応されたい。
 - ④ 保証料率や貸付金利の引き下げを図られたい。
 - ⑤ 今般の景気悪化に対応した公的金融支援策にかかる融資返済が順次始まることから、借り換えや貸付条件の変更に弾力的に対応されたい。

(2) 金融円滑化法の実効性向上

金融円滑化法により、資金繰りが困難な企業に対する返済条件の緩和が図られているが、より実効性を高めるため、条件変更対応保証制度の保証割合（現行40%）を引き上げられたい。また、同制度の対象に、既に公的融資や保証協会の保証を受けている企業を加えるとともに、「経営改善計画」や「返済計画」など必要な申請書類の作成支援策を講じられたい。他方、貸付条件変更先企業に対する新規保証・新規融資について、信用保証協会や公的金融機関の柔軟な対応を促進されたい。

2 雇用セーフティネット施策の円滑な実施と機動的拡充

(1) 雇用のセーフティネット施策の継続・拡充

雇用のセーフティネットの柱である雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金については、引き続き相談・申請受付・審査体制の一層の強化により迅速な給付を期すとともに、十分な財源の手当てを講じられたい。また、生産量要件（現行：「前々年同期」と比較可能）を、今後ともリーマンショック以前と比較可能とするとともに、「3年間で300日」とされている支給限度日数を延長するなど、厳しい雇用情勢の長期化に対応できるよう制度を拡充されたい。さらに、「当面の間」の措置とされている中小企業緊急雇用安定助成金を恒久化されたい。

(2) 離職者支援策の一層の拡充

離職者の再就職支援を手厚くするため、労働移動支援助成金が改善されたところであるが、金額・期間の一層の拡充を検討されたい。

(3) 新卒者・若年層の雇用促進 ★

特に厳しい状況にある新規学卒者・若年層の職業能力を開発するとともに雇用を促進するため、新卒者就職応援プロジェクトや新卒者体験雇用事業を継続・拡充するとともに、若年者等正規雇用化特別奨励金を増額されたい。

(4) 中小企業の経営実態を踏まえた雇用環境の整備

雇用情勢低迷の根本原因は需要不足による操業低下であり、企業の業況が厳しい中で労働規制を強めれば、とりわけ体力の乏しい中小企業の経営に大きな打撃になると懸念する。特に、製造業務派遣の禁止や登録型派遣の見直しなど派遣労働規制の強化は、かえって雇用機会の喪失や事業所の海外移転につながりかねない。企業の経営実態を十分踏まえ、国内雇用のパイがこれ以上縮減しないよう政策の方向性を見直されたい。

また、厳しい経済状況下での最低賃金の引き上げについては、中小企業の経営実態に即し慎重を期されたい。

3 中小企業の官公需受注機会の確保

資金繰り支援や雇用のセーフティネットと同時に必要となるのは仕事量の確保であるが、民需が依然盛り上がり欠ける中、公共セクターによる有効需要拡大策は不可欠である。特に官公需に大きな期待を寄せる中小企業の受注機会の確保に努められたい。

- ① 政府は「中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定など、中小企業の官公需受注に努めておられるところであるが、引き続き、十分な事業枠を確保されたい。
- ② 「官公需ポータルサイト」の一層の充実など発注情報の効率的提供、国・自治体を通じた受注手続き・様式の統一を図られたい。
- ③ 入札参加資格審査においては、企業規模は小さくとも技術面で優れた中小企業により参入機会が得られるよう取り組まれたい。
- ④ 新規参入希望企業への相談指導体制を充実されたい。とりわけ電子入札の推進にあたっては、中小企業でも対応できるよう、手厚く支援されたい。

IV 地域を支える中小企業の活力増進

1 中小企業対策予算の一層の拡充

わが国経済の基盤を支え雇用の約7割を担う中小企業の多くは、厳しい経営環境にあっても既存事業の深掘りや新分野への進出を目指している。中小企業の活力増進に向け、中小企業対策費を大幅に拡充されたい。

とりわけ、中小企業の新事業展開や事業承継などをワンストップで支援する中小企業応援センター事業や、中小企業再生支援協議会関連の予算を強化されたい。

2 全国レベルでの小規模事業経営支援事業費の十分かつ安定的な確保

厳しい経済情勢の中、小規模企業対策は、地域経済と雇用を守るセー

フティネットであり、全国レベルで十分かつ安定的な実施体制や予算が確保される必要があるにも関わらず、地域によっては大幅に削減されている。ついては、国が責任を持って、全国的な基準や指針を都道府県に対し提示・指導するなど、小規模事業経営支援事業の実施体制や予算確保に向けた働きかけを積極的に行われたい。

3 中小企業関連税制の一層の改善

(1) 法人実効税率の引き下げ

国際競争力強化の観点から、法人実効税率をアジア諸国並みに引き下げられたい。

また、中小法人の軽減税率を引き下げるとともに、適用所得範囲を拡大されたい。

(2) 投資促進税制の拡充

中小企業の攻めの投資を支援するため、中小企業投資促進税制と中小企業等基盤強化税制を統合・拡充するなど、税制面での後押しを一層強化されたい。

(3) 研究開発促進税制の拡充・延長

厳しい経営環境下で、新たな成長に向けて研究開発に取り組む中小企業を支援するため、法人税額の特別控除措置（上限30%/本則20%）を延長するなど、研究開発促進税制を拡充されたい。

(4) 固定資産税の軽減・事業所税の廃止

都市部における企業の固定資産税・都市計画税負担は重く、産業競争力を低下させる一因にもなっていることから、負担軽減を図られたい。また、地域に定着しその発展に寄与する企業へのインセンティブとして、納税期間に応じ段階的に税負担を軽減する措置を創設されたい。

加えて、都市部で事業を行う法人・個人のみ課税されている事業所税は廃止されたい。

(5) 同族会社の留保金課税制度の撤廃

同族会社に対して二重の税負担を強い、内部留保による資本充実を阻害している留保金課税（資本金1億円以下の中小法人は適用対象外）については、少なくとも資本金10億円以下の「中堅法人」を早期に適用除外とするなど、完全撤廃に向け除外範囲の拡大を図られたい。

(6) 事業承継税制の円滑な運用

事業承継税制の活用拡大を図るため、引き続き運用実態を注視するとともに、信託を利用した事業承継を対象にするなど、より使いやすい制度となるよう不断の見直しを続けられたい。

4 中小企業金融・共済の拡充

(1) 政策金融機関における中小企業向け融資機能の維持・強化

中小企業の資金調達を支援するため、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫においては、民間では十分な対応が困難な融資機能の強化を図りたい。すなわち、政策金融の役割に即して、引き続き長期的な視点に立って円滑かつ安定的な資金供給を行われたい。

(2) マル経融資制度の一層の拡充

小規模事業者経営改善資金融資制度については、商業・サービス業の従業員規模要件の拡大を図られたい。また、貸出実績が伸び悩んでいる現状に鑑み、利用者の実績（利用歴、返済実績など）を評価し、金利の優遇など融資条件を弾力的に緩和し利用促進に結びつく仕組みを創設されたい。

(3) 共済制度の充実

① 特定退職金共済制度における加入対象者の範囲拡大

中小企業退職金共済制度における加入対象者の範囲拡大に際しては、類似の制度である特定退職金共済制度においても、制度の特徴を損なうことのないよう配慮しつつ、同様の措置を取られたい。

② 中小企業倒産防止共済制度の改正内容の早期実施 ★

先般「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律」が成立したが、平成23年10月までに実施するとされている掛金と貸付限度額の引き上げを、速やかに実現されたい。

5 雇用創出・人材育成と労働環境改善への取り組み支援

(1) 雇用創出を図る企業への支援強化

厳しい経営環境下にあっても、人材採用に意欲的に取り組む企業とりわけ中小企業を積極的に支援されたい。具体的には、派遣労働者雇用安定化特別奨励金を増額するとともに、中小企業雇用安定化奨励金についても更なる拡充を図られたい。

(2) 就労・雇用促進税制の構築

① 人材確保支援税制の創設

厳しい経済情勢にあっても、新規に人材を確保しようとする中小企業を支援するため、トライアル雇用期間中の従業員の人件費や、人材募集費用の一定割合の税額控除を認める支援税制を創設されたい。

② 正規雇用促進税制の創設

雇用の安定に資する企業を支援するため、全従業員に占める正規雇用の割合が一定以上の企業に対し、人件費の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(3) 職業能力開発支援策の強化

①職業訓練支援策の拡充

中小企業が、各社の中核となり時代のニーズに即応できる人材を育成するため、キャリア形成促進助成金を拡充するなど職業訓練支援策を精力的に実施されたい。

②ジョブ・カード制度の活用促進

ジョブ・カード制度の活用を促進するため、引き続きハローワーク、ジョブカフェ、民間職業紹介会社などにおける制度の周知徹底に努められたい。同時に、ハローワークなどにおいて、求職者に対する有期実習型訓練への誘導やマッチングを強力に推進されたい。また、訓練カリキュラム認定に際し、申請書類の一層の簡素化を図るとともに、平成23年の雇用・能力開発機構と高齢・障害者雇用支援機構との統合後も本制度が円滑に推進されるよう環境整備されたい。

③人材投資促進税制の恒久化

激変する経済環境に対応できる優れた人材を育成するため、人材投資促進税制（中小企業等基盤強化税制の一部）を恒久化するなど、従業員の能力開発を支援されたい。

(4) 労働環境改善への取り組み ★

建設業においては、「労働安全衛生法」上、従業員の安全衛生管理は主として下請事業者を含む各雇用主が担う一方、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」における労災保険料納付義務者は原則一括して元請事業者となっている。万一事故が発生した場合、下請が元請との関係悪化を懸念し労災申請を躊躇する事態を避けるため、安全衛生責任の所在の周知徹底および下請事業者が保険料納付義務を負えるよう要件を緩和されたい。あわせて、労災保険申請手続きの簡素化を図られたい。

(5) 職場体験・インターンシップの受け入れ促進

子どもの勤労観・職業観の育成に重要な役割を果たす職場体験・インターンシップの促進を図るため、受け入れ先企業に対する助成制度を創設するとともに、学校現場と企業を結ぶコーディネーターの育成など、企業側の受け入れ促進に向けた支援策を講じられたい。

6 下請取引の適正化推進

わが国の産業競争力を支える中小企業の育成・振興を図るため、「下請かけこみ寺」の積極活用や、価格転嫁の動向のきめ細かいフォローアップなど、下請取引の適正化に向けた取り組みを着実に推進されたい。

7 工場集積の維持・拡充に向けた施策強化

近年、都市部の工場集積地域を中心に工場跡地への住居の進出が増加し、事業者間の緊密な連携を通じて蓄積されたものづくり力の低下が危惧されている。そこで、一定規模以上の都市部の工場集積地については、住宅よりも工場立地を優先させるなど、産業競争力の維持・向上と地域の生活環境との両立を目指した土地利用策を検討されたい。

加えて、工場跡地を行政が取得ないしは借り上げ、貸し工場を建設するなど、産業集積を維持する方策を検討されたい。

8 商業活性化・まちづくり支援策の拡充

(1) 地域商業支援策の拡充

経営者の高齢化による後継者難や厳しさを増す消費環境といった課題に直面する商店街の活性化に向け、地域事業者のニーズに沿った中小商業活性化関連事業の強化をはじめ商業関連予算の拡充を図られたい。

あわせて、各商店街独自の財源確保に資するため、ストリート広告などの実施にあたって障壁となっている各種規制の緩和と自治体への周知徹底を図られたい。

(2) 商店街活性化策の強化

地域社会を支えまちづくりの担い手でもある商店街の活性化に向け、集客イベント、宅配サービス、送迎バスの運行など、来客誘致や地域住民の利便性向上に向けた独自の取り組みを強力的にバックアップするとともに、補助事業にかかる申請手続きを簡素化されたい。

また、違法駐輪・暴走自転車の解消に向けた啓発活動などへの取り組みを強化されたい。加えて、商店街や地元コミュニティなど民の力による、地域の魅力向上を図る諸活動への支援策を強化されたい。

以 上